

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第5回会議（定例会）

1 期 日 令和7年8月20日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分

2 教育長及び出席委員
教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教 育 総 務 課 副 課 長 長島 由夏
教育総務課副参事兼人事給与室長 岡野 秀次
教育総務課副参事兼文書・情報室長 長谷川 広明
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
教育政策課副参事兼政策室長 齊藤 真
教 育 政 策 課 副 参 事 兼
高 校 改 革 推 進 室 長 齋藤 俊介

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
教 職 員 課 長 和久 純
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
教育総務課人事給与室給与制度班長 御山 益宏
同 副主査 井出本 靖弘
教育総務課文書・情報室副主査 中村 聡
教 育 政 策 課 政 策 室 副 主 幹 齋藤 智史
教育政策課高校改革推進室主査 瀬原 祥
同 主事 菱沼 和輝

教育振興部

学習指導課主幹兼教育課程指導室長 吉田 俊一

同 指導主事 村瀬 正

同 指導主事 井上 和博

教職員課主幹兼管理室長 佐々木 恵

同 主席管理主事 服部 貴之

同 主席管理主事 青木 慎哉

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 山口 聖剛

同 副主幹 小合 基夫

同 主査 土屋 雄輝

同 主査 積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和7年度第4回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第23号議案から第30号議案までの議案8件、第4号報告及び第5号報告の報告議案2件である。第27号議案、第28号議案及び第5号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第29号議案及び第30号議案は、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第23号議案 千葉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【教育総務課副課長】

今回の改正は、千葉県教育委員会会議への教育長及び委員の出席について、災害や感染症の拡大等への対策のほか、議場へ参集できない場合等にオンラインによる出席を認めるため、千葉県教育委員会会議規則について、改正を行うものである。改正内容の1点目は、本件規則第五条の次に、第五条の二 教育長が必要と認めたときは、教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法によって、会議に出席することができる を加える。

2点目は、1点目に伴い、第十六条 「議席において配布」を「配付」に改め、第二十三条第二項を削る。それに伴い、第二十七条の二「第二十三条第一項及び第二十四条」を「第二十三条」に改める。

施行期日については、令和7年9月1日からを予定している。議案の説明は以上だが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを

一任するようお願いする。

【貞廣教育長職務代理者】

第２３号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第２３号議案は、原案どおり可決する。

第２４号議案 令和８年度千葉県県立高等学校第１学年生徒募集定員について

【教育政策課高校改革推進室長】

はじめに、中学校卒業予定者についてであるが、令和８年３月の千葉県における国公立中学校卒業予定者は、約５１，９００人で、前年と比較して４２０人の減となる見込みである。

次に、進学予定者についてであるが、令和８年３月の県内国公立中学校卒業予定者の高等学校等への進学率は、９８．８％程度になるものと推測され、進学予定者数は、５１，２７７人程度と見込んでいる。

次に、募集定員についてであるが、令和８年度県立高等学校生徒募集定員は、進学予定者数から県内私立高等学校、県内市立高等学校及び県外高等学校への進学見込み者数等を勘案し、次のとおりとした。全日制の課程については、昨年度から８４０人減の２７，１２０人、定時制の課程については、昨年度から４０人減の１，３６０人とした。

県立高等学校全日制・定時制の課程のうち、募集学級数を変更する学校の内訳については、１３ページから１４ページにある。学区の中学校卒業予定者数の状況や、入学者選抜における志願倍率の推移、また、学校の施設状況等を考慮し、全日制の課程で２１学級減、定時制の課程で１学級減を行う。

全日制の課程のうち、八千代東高校、八千代西高校、船橋豊富高校、船橋北高校、沼南高校、沼南高柳高校は、「県立高校改革推進プラン・第２次実施プログラム（案）」における統合対象校である。これらの募集定員は、プログラムが決定し、統合が決定された場合を想定したものであるため、募集定員については、今後年度内に「県立高校改革推進プラン・第２次実施プログラム」が決定次第、改めて公表する。なお、通信制の課程、専攻科については、変更はない。参考として、市立高等学校の募集定員を記載した。最後に、議案資料１０ページから１１ページに各学校の募集定員を取りまとめている。

【貞廣教育長職務代理者】

第２４号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第２４号議案は、原案どおり可決する。

第 2 5 号議案 令和 8 年度使用千葉県立千葉中学校教科書の採択について
第 2 6 号議案 令和 8 年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の採択について

【学習指導課長】

第 2 5 号議案と第 2 6 号議案は関連するので、一括して説明する。

本議案は、「千葉県教育委員会行政組織規則」第 5 条第 1 7 号の規定により、千葉県立千葉中学校及び千葉県立東葛飾中学校において、令和 8 年度に使用する教科書を採択しようとするものである。

議案資料 1 9 ページの 2 の表のとおり、現在、県立中学校で使用している教科書は令和 6 年度に採択したものである。義務教育諸学校で使用する教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 1 4 条、及び「同法施行令」第 1 5 条の規定により、原則として、4 年間は同一の教科書を採択することとされていることから、使用期間は令和 7 年度から令和 1 0 年度までとなり、令和 8 年度は、令和 7 年度と同一の教科書を引き続き採択することになる。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 1 3 条第 2 項には、「都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。」とされている。そのため、4 月 2 4 日と 5 月 2 8 日に千葉県教科用図書選定審議会を開催し、今年度の県立中学校の教科書採択については、採択替えを行わず、令和 7 年度に使用している教科書を引き続き採択することを、審議会で確認いただいている。

以上、関係法令や選定審議会の意見等に基づき、第 2 5 号議案及び第 2 6 号議案について、別紙には、令和 7 年度に使用している教科書の発行者をそれぞれ記載している。

【貞廣教育長職務代理者】

第 2 5 号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第 2 5 号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第 2 6 号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第 2 6 号議案は、原案どおり可決する。

第 4 号報告 教育庁等職員の人事について

【教育総務課人事給与室長】

本件は、本庁課長級以上の職員で、知事部局との交流人事に伴う 8 月 1 日付け人事異動について御報告するものである。このことについては、知事部局の内示日程等の都合から教育長が臨時代理したところである。

人事異動の内容についてであるが、企画管理部副参事に企業局管理部副参事長谷川広明を任用することとした。

第4号報告は終了。

< 傍聴・報道 退出 >

第27号議案 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第28号議案 教育委員会の点検・評価（令和6年度事務を対象）について

教育政策課政策室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第5号報告 損害賠償の額の決定及び和解の原案について

教育総務課文書・情報室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第29号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第30号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和 7 年 9 月 3 日 署名人